



# 宮 崎 県 公 報

平成28年 1月15日（金曜日） 号外 第 1号

発行・印刷 **宮 崎 県**  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 37,200円

## 目 次

頁

### 告 示

○都市計画の変更（3件） ----- （都市計画課） 1

### 公 告

○都市計画の変更図書の写しの縦覧（3件） -- （都市計画課） 2

## 告 示

### 宮崎県告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所、宮崎県串間土木事務所、日南市建設部建設課、串間市東九州道・中心市街地対策課において公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

日南、南郷、串間都市計画道路 1・5・1号 日南串間線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

日南市大字東弁分乙字中村、字畑中、字小永田の各一部

日南市大字益安字小路、字中嶋、字銚免、字松元、字花ノ木、字一町田、字藪下の各一部

日南市大字殿所字鼻操の一部

日南市大字平野字下扇形、字川津留、字松原、字平城、字河原、字瀬脇、字古川、字中津留、字石元、字大谷西、字下尾山、字岩山、字上尾山の各一部

日南市大字上平野上平野二丁目の一部

日南市大字西弁分字八ツ頭、字唐谷、字平谷の各一部

日南市大字隈谷甲字桜ヶ峠、字江良ヶ迫、字宮ノ脇、字中嶋、字西浦、字上床の各一部

日南市大字下方字小森坂、字方ノ口、字堤内、字綿地法之瀬、字綿地、字修理田、字犬山、字元町、字堀切ノ上、字弓場ノ元、字持溝の各一部

日南市南郷町大字中村乙字金竹谷、字岩迫、字西ノ下、字宮田、字高免、字葛廻、字老町田、字山崎、字光蔵寺、字四反田、字長寿庵、字文政の各一部

日南市南郷町大字谷之口字河原田、字久保田、字堀川、字星ヶ嶺、字五反田、字岩ヶ下、字石坂、字永迫、字猫森、字猫森上、字西之原、字七曲迫、字百合之元、字堀川口、字出和田、字出和田口、字毛戸ノ元、字牛形上、字中野の各一部

日南市南郷町大字榎原字山田丙、字前山丙、字前原丙、字池之穴丙、字白田ヶ野丙、字二本松丙、字圀下丙、字水ヶ谷丙の各一部

日南市南郷町大字瀧上字落シ、字上掛戸、字柳谷、字大山、

字中掛戸、字近巡、字鍛冶ヶ迫、字上坂、字堂面、字入尾、字宮田、字通山、字荒田、字桜ヶ谷、字管迫、字上坂谷の各一部  
串間市大字秋山字焼山、字梶本、字倉掛、字前田、字京塚原、字清水元、字上之原、字正林元、字徳間谷、字諏訪、字阿弥陀田の各一部

串間市大字串間字鶴之上、字植松、字高大塚、字狩集、字上ノ原、字林際、字中鶴、字馬卸の各一部

串間市大字西方字馬卸、字坂之上、字羽山迫、字二田里、字蓬ヶ野、字田畑、字脇ノ田、字石原谷、字歳ノ神、字宮園、字下田口、字中手町、字薬師堂、字梶山、字師堂庵、字迎園、字蓑崎、字船山、字上木代、字木代、字坊村、字大池、字法師ヶ峯の各一部

串間市大字高松字長浜、字大坪、字十郎入道、字山田、字前田、字石原、字鳥帽子島、字八反田、字西谷、字簾の各一部

### 宮崎県告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び日南市建設部建設課において公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

南郷都市計画道路 3・6・6号 栄之森高免通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

日南市南郷町大字中村乙字高免、字老町田、字葛廻、字宮田、字待寄、字村下の各一部

### 宮崎県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県串間土木事務所及び串間市都市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
串間都市計画道路 3・5・4号 串間インター線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
串間市大字西方字串野、字唐人町、字福留、字大内田、字薬師堂、字中手町の各一部

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
日南市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日南都市計画道路 3・4・4号 平野線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県日南土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
日南市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日南都市計画道路 7・7・2号 上平野線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県日南土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
日南市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日南都市計画道路 3・4・2号 園田平野線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県日南土木事務所